

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2018年4月号

(議会報告通号 Vol. 117)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中!

大泉さくらまつり出店/こころみ学園見学



(左) 大泉さくらまつり、大泉中学校のグラウンドに設置したキッチンカーの前で

(中央) ココファーム・ワイナリーの見学 (右) こころみ学園のメインの作業・しいたけづくりの作業場

二〇一八年四月

かとうき 桜子

●3月25日、大泉さくらまつりが行なわれました。桜の季節は天候が不安定で、さくらまつりの日にお天気になることはなかなかありませんが、今年はいよいよ桜も満開の素敵な一日となりました。私は、気仙沼から譲り受けたキッチンカーで出店、宮城のワインやソーセージ、大泉のワインなどの販売をしました。キッチンカーを活用し、食をきっかけとした地域の交流の場づくりなども今後進めていかれたらと思います。

●3月27日、栃木県足利市にある障害者施設「こころみ学園」に行き、スタッフの方にお話を伺ってきました。こころみ学園は、主に知的障害のある人の入所と通所の施設です。ぶどうを育て、とても美味しいワインをつくっている「ココファーム・ワイナリー」として有名です。150名ほど、障害のある人が働いたり暮らしたりしていますが、ぶどう作りは斜面の畑での作業になるので、障害のある人の中でも1割ほどの、体力のある人がメインに従事されているそうです。より多くの人が従事しているのはしいたけづくり。しいたけの原木は適度な刺激を与えることでしいたけが生えるそうなのですが、障害のある人が毎日原木を移動させる仕事をするのでしいたけの育成をしているということでした。また、他にも、自分たちの食事作りや洗濯といった仕事にも、障害のある人たちが関わっているということでした。

今、「農福連携」といって、高齢者、障害者など福祉を利用する人が農に携わることの可能性が言われるようになってきました。農作業にはいろいろな仕事があるので、その作業を分解していくことで、障害のある人が働ける可能性は広がると思います。こころみ学園の方はおっしゃっていました。例えばしいたけの原木を運ぶとか、ぶどうの木に虫食いがなければ手で収穫する、といった作業です。重い障害があったとしても体を動かしながら楽しく働くことの可能性を感じました。しいたけもとても美味しかったです。ぜひみなさんも機会があれば足を運んでみてください。

介護の現場の方との交流会第2回目を行ないます

～介護が必要になっても安心して暮らせる地域に～

【日時】2018年5月27日(日) 14:00~16:00

【場所】勤労福祉会館2階 会議室大(練馬区東大泉5-40-36)

【内容】14:00~14:30 ミニ講義—ケアプランの立て方、介護費用のことなど
14:30~16:00 質疑・意見交換

【参加費】無料

「介護のヘルパーさんって、どんなことをしてくれるの?」区民の方からのそんなご質問をきっかけに、勉強会を立ち上げました。

第1回目は1月に、ケアマネジャー、ヘルパー、デイサービスの職員など、介護の様々な分野で活躍している専門職の方々をスピーカーにお招きした会を行ないました。

第2回目となる今回は、ケアマネジャーの方から、介護が必要になったときにケアプランはどのように立ててるのか、費用の計算はどのように行なわれているのか、といったお話を伺います。そのうえで、みなさんからのご質問をお受けしたいと思います。

介護職の方たちから日常の様子をお聞きし、皆さんと交流できる機会になればと考えています。

こうした会を今後、定期的で開催し、将来的には「介護が必要になっても安心して暮らせる地域にする」ということを、区民の皆さんと介護専門職の皆さんとで一緒に考えていけるような会に発展できたら願っています。

駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に駅前で配布しています。

- 毎週月曜日：大泉学園駅北口
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- 月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- 水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- 月3回、金曜日：石神井公園駅(中央改札側の駅正面と高架下と、西口改札付近)

かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員3期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫3匹と夫と住んでいる



安心して暮らし、地域とつながることでできる住宅セーフティネットの確立を

安全で安価に暮らせる住まいの確保が難しい

日本における貧困問題が表面化する中、生活困窮状態にある人の住まいの確保はそのうちの一つの課題といえます。例えば、ひとり暮らしの人が23区内で生活保護を利用すると、家賃にあてられる「住宅扶助」は、5万3千700円まで出ます。逆にそれ以上高い家賃のところに住んでいたなら「扶助の金額内のところに住むようにしてください」と言われます。そしてその金額は、23区以外だともっと低くなります。

家賃が低廉な住宅は古かったり、狭かったりすることも多くありますし、老朽化したアパートが取り壊されて新しい住宅になると家賃が高くなって暮らせないということもあります。

また、低賃金労働をしている人や年金暮らしの人は住宅扶助のようなものもありませんので、もっと住宅に困窮しているという問題もありますし、高齢や障害があつてひとり暮らしをしている人が新たに住まいを探そうと

しても貸してくれる場所がなかなか見つからないという、残念な現実もあります。

まだまだ十分機能していない住宅セーフティネット法

そこで、住まいの救済策を考えていく必要があるという趣旨で2007年にできたのが「住宅セーフティネット法」です。2017年に改正されて、高齢、障害、ひとり親など住まいの確保への支援を必要とする「住宅確保要配慮者」への住宅を提供するしくみを作っていくことになりました。要配慮者向けの住宅を整備するための改修改築にかかる費用の一部助成や、要配慮者向け住宅として登録し公開するしくみづくり、自治体ごとに住宅セーフティネットについて進めるための居住支援協議会の設置などが定められています。

しかし、法律ができて1年たった現在の段階ではまだほとんど動きが見られません。要配慮者向けの登録住宅は都内ではゼロという状況です。居住支援協議会の設置がなされ

ていない自治体もまだ多いのが現状です。

練馬区もこれまできわめて消極的だったので、2月の議会で「2018年度は協議会設置の方向で検討を進めていきたい」という方針に転じました。区内の賃貸住宅の実態の把握や、どのようにして支援体制をとれるかを調査、検討しながら進めていくということです。区には、早急に実効性のある体制をとることを求めました。

都も新たな計画案。コミュニティの醸成の観点からの住宅政策が必要

また、東京都が2月に「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(案)」を示したのですが、そこでは民間の賃貸住宅だけではなく、公営住宅の目標も示されています。公営住宅に子育て中のファミリー層が住まいやすくするためのしくみづくりや、公営住宅に親子2世代で暮らすことを支援するしくみづくりが必要です。

そもそも、特に東京における住宅困窮の問題は、新しい公営住宅が今は建設されていない中で、公営住宅への入居が非常に厳しいということです。住宅数が足りないため入居基準が厳しく、住宅に困窮しているも公営住宅にはなかなか入れない。また、古くから入居していた方たちの年齢も上がるし新たな入居者も高齢の人が多く、高齢化率が高くなって自治会運営が難しいなど、コミュニティの課題も抱えがちです。

東京都の計画(案)は、公営住宅におけるコミュニティの課題ということも背景にあると考えられます。練馬区でも、住宅政策を進めるにあたっては、単に住まいというハコの確保のみならず、多様な年代や世帯構成の人が暮らしお互い支え合えるコミュニティの醸成という観点も含めて検討していくべきであると提案しました。

改正後の「住宅セーフティネット法」の概要(2017年7月国土交通省資料より)

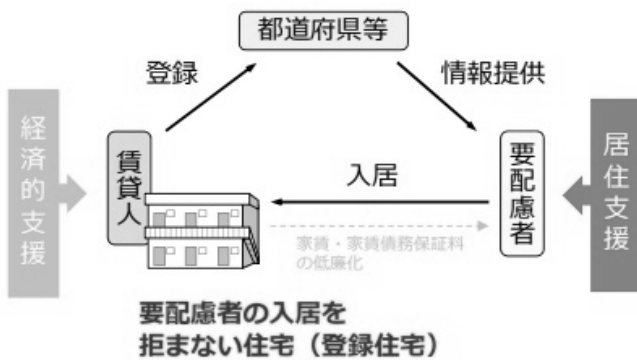
制度の全体像

制度の全体像

○ 新たな住宅セーフティネット制度は、主に、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援、から成り立っています。

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

- 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定
- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督



② 登録住宅の改修や入居者への経済的支援

- 国と地方公共団体による改修費への補助(一定期間、国の直接補助あり)
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助

③ 住宅確保要配慮者の居住支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
- 居住支援活動に対する補助

2018年度の練馬区の住宅施策の方向性

(かとうぎ桜子の質問に対する担当課長からの答弁より)

住宅施策の現状や課題を把握・整理し、実効性のある具体的な施策につなげていくための調査を行う。

〈主な内容〉

- ・住宅セーフティネット制度に対応するための相談体制、支援体制の調査・検討
- ・賃貸住宅等の住宅ストックの活用と区営住宅、公営集合住宅などの公営住宅等の活用

今後の住宅施策のあり方全体を含め、調査・検討を行う。